

05 法務省(構造改革特区第25次提案 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1001011	山林の土地境界確認方法の簡素化	個人が山林の境界確認のため一般登記を行う際に、認証を受けていない地籍調査の一次成果品をもって登記可能とする。	<p>提案内容</p> <p>大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により山の土砂崩れや災害が近年多数発生している。</p> <p>これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。</p> <p>ついでに国土交通省に別途提案中である下記の事項に加え、地籍調査の成果品については、旧市町村ブロックごとに登記することとし、事業完了までの間は一次成果をもって、当事者がこの結果に基づいて表示に関する登記を行うことができる仕組みをつくり、行政資料として直ぐに活用を図る。</p> <p>【国土交通省に別途提案中の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の効率化(コスト縮減、時間短縮)を図るため、航空写真(オルソ画像)や地形図、森林基本図等を用いて、立体(三次元)での重ね図や境界確認資料を作成し、これを利用して境界確認を行うことを原則としたい。(なお、現地における境界確認を希望する地権者については、これを妨げるものではない。) ・また、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。なお、代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考える。 		大野市	福井県	法務省
1003010	職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生受入要件の緩和	職業訓練法人設立の調理師養成施設においても、学校法人等で外国人留学生を受入れる場合と同等の要件により在留資格「留学」での外国人留学生受入れを可能とする。	<p>日本国内に限らず世界中から日本食を学びたいという学生を受入れ、日本食の技術・知識を身につけさせ、学生の本国において正しい日本食を普及させることを目的とする。ニーズにおいては、既存の調理師養成施設において外国人を受入れている現状や和食が世界遺産に登録されたことから、今後増大するものとする。</p> <p>しかし、学校法人等が設立する調理師養成施設や職業訓練法人が設立する職業能力開発短期大学校においては、「留学」の在留資格を取得のうえ、受入れることが可能である一方で、同様の事業を行う職業訓練法人が設立する調理師養成施設では「留学」の在留資格を取得できない。この取扱は一貫性がなく、また規制をかける合理的理由もないと考えるため、職業訓練法人が設置する調理師養成施設についても前者の施設と同様の取扱を求める。</p> <p>本提案に至る経緯は、海外から当法人に留学生を受入れて欲しいとの打診があり、当法人が併設する職業能力開発短期大学校にて在留資格「留学」又は「研修」により外国人を受入れることも検討したが、当大学校は事業内職業訓練校であり、東京都より当法人の会員企業の従業員でないと受入れることは出来ないとの指導があった。また、当大学校は生徒から授業料の徴収を禁止されており、職業訓練法人の会員企業の会費・寄付で運営されることから、金銭的負担より、海外企業が会員となることは難しく、また当法人が幅広く人材を確保出来ないことから、職業訓練法人が設立する調理師養成施設での受入れを目指し本提案に至った。</p> <p>なお、法務省に相談を行ったところ、担当レベルではあったが、一法人の要望で法務省が動くことはないとの明確な拒否回答があった。</p>		職業訓練法人 東京都調理職業訓練 協会	東京都	法務省 厚生労働省

05 法務省(構造改革特区第25次提案 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1026030	外国人留学生の就学ビザの滞在期間 延長	<p>留学が在留資格である者が就学中に就労するときに受ける資格外活動の許可を不要とし、卒業後インターンシップを継続している場合、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格が「留学」のままインターンシップと就職活動を行えるようにする。</p>	<p>【提案内容】 ①在留資格「留学」での資格外活動の際に必要な許可を不要とする。 ②学校の卒業後インターンシップを継続している場合は、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格「留学」のままでインターンシップと就職活動を可能とする。</p> <p>【提案理由】 兵庫県淡路市岩屋地区にグローバルBPOセンターを設立し、地域の雇用創出を行っていくべく調整中だが、グローバルBPOセンターの業務として、海外からの受電対応や翻訳業務などを行っていく想定をしている。またBPOセンター以外にも周辺エリアにおいて「国際村」と銘打って、外国人の生活環境・教育環境の整備や外国文化に関する商業施設の設置を計画している。その中で、留学生在が就学中にインターンシップとしてBPOセンターおよび国際村の教育施設や商業施設にて就労し、また学校卒業後にも就職活動と平行して継続したインターンシップを、地域・受入企業を限定することで、煩雑な手続きなく行っていく形を検討したい。</p> <p>【規制緩和での効果】 昨今キャリア教育の一環としてインターンシップを単位認定する大学等も多いが、日本での就業を望む外国人留学生には、日本人以上に手厚く就業体験を積ませる必要がある。学校・企業の協力により、卒業後も長期的にインターンシップ教育を受けられる状態を認めていただき、インターンシップまたはそれに準ずる労働に関する手続を緩和することでOJTとして留学生を受け入れる企業の増加が見込める。それにより留学生在が職業経験を長期的に積むことができる体制ができれば、即戦力として企業に入社できる外国人が増え、ひいては日本企業の国際競争力の向上にも資するものになると考える。</p>		株式会社パソナふるさとインキュベーション	兵庫県	法務省 厚生労働省